都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請かかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
31	31	21	14	15	11	5	23	24	0	2	4	4		0	3	27	0	1	1	17	6	12	0	0	0	0	1	1	13	0	4	12	1	5	5
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○		○	○								○											○	申請を希望する者が学校に提出。ただし、就学予定児童については申請を希望する者が教育委員会に提出。			○	○	○			
和歌山県	海南市	○	○			○	○	○								○				○												○			
和歌山県	橋本市	○		○	○		○	○								○						○									○				
和歌山県	有田市	○	○								○		就学前の子どもに配布する冊子（有田市子育て応援ブック）に制度の案内を掲載			○				○									○						
和歌山県	御坊市	○		○	○		○	○								○						○										○		○	児童扶養手当申請時に、就学援助制度について周知しています。
和歌山県	田辺市	○	○				○	○								○				○											○	○			
和歌山県	新宮市	○			○		○	○								○						○							○			○		○	年に複数回周知している（就学時健康診断時、小学校卒業前、4月上旬）。
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○	○								○				○		○							○			○			
和歌山県	岩出市	○	○		○	○	○	○								○				○									○						
和歌山県	紀美野町	○	○	○			○	○								○						○							○						
和歌山県	かつらぎ町	○		○	○	○	○	○			○	転入時及び児童扶養手当受給申請時、当該担当窓口において就学援助制度案内文書を配布				○				○	○										○			○	福祉担当部署等他の部署と密に連携をとり制度の案内をしています。
和歌山県	九度山町	○		○			○	○										○	随時申請を受け付けており、4月当初の時点で認定条件に該当していたが提出期限に申請が間に合わず、後から申請があった場合には4月分から遡って支給する。年度途中で家庭状況・経済状況が変わったことにより途中認定となった場合は、認定条件が揃った時点からの分を支給する。（申請時点からの支給ではなく、認定条件が揃った時点からの支給。ただし年度を跨いでの遡り認定はしない。）	○											○						
和歌山県	高野町						○	○						○						○														○	特筆するような工夫は行っていない
和歌山県	湯浅町	○					○	○								○				○									○						
和歌山県	広川町		○				○	○								○						○													
和歌山県	有田川町		○								○	就学児健診の際に、保護者に説明				○				○															
和歌山県	美浜町		○				○									○				○															
和歌山県	日高町	○	○	○												○					○											○			
和歌山県 |由良町	○	○								○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼				○					○													○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼
和歌山県	印南町	○			○			○								○				○												○			
和歌山県	みなべ町	○		○			○	○								○					○								○						
和歌山県	日高川町		○	○			○	○								○						○							○			○			
和歌山県	白浜町			○			○	○								○				○									○						
和歌山県	上富田町	○			○											○				○		○							○						
和歌山県	すさみ町			○			○	○		○					○					○															
和歌山県	那智勝浦町	○		○			○	○								○				○	○	○										○			
和歌山県	太地町				○	○	○	○							○					○															

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)							(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)									(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
31	31	21	14	15	11	5	23	24	0	2	4	4		0	3	27	0	1	1	17	6	12	0	0	0	0	1	1	13	0	4	12	1	5	5
和歌山県	古座川町	○			○		○	○								○						○							○						
和歌山県	北山村									○						○					○														
和歌山県	串本町	○		○				○								○						○										○			
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合		○	○			○	○								○						○							○			○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増え、支給に転換した場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
31	31	25	3	2	0	1	0	0	25	0	0	3	0	0	0	0	0	1	5	17	2	15	7	14	11	4	1	2	0	7	3	3	0	1	0	2	0	1	1
和歌山県	和歌山市	○							○											○		○	○	○	○														
和歌山県	海南市	○							○											○										○									
和歌山県	橋本市	○							○											○		○		○	○														
和歌山県	有田市	○							○										○			○									○	就学時健康診断案内の書類と共に配布							
和歌山県	御坊市	○							○											○		○			○														
和歌山県	田辺市	○							○										○											○									
和歌山県	新宮市	○							○											○					○														
和歌山県	紀の川市	○							○											○		○	○	○	○	○													
和歌山県	岩出市	○							○										○			○	○	○	○	○													
和歌山県	紀美野町	○							○												○	○		○															
和歌山県	かつらぎ町	○							○											○		○	○	○	○	○													
和歌山県	九度山町	○							○											○				○															
和歌山県	高野町		○									○																											
和歌山県	湯浅町			○																															○		○	学校を通しての申請書の提出が難しいため	
和歌山県	広川町		○									○																											
和歌山県	有田川町	○							○										○												○	就学児健診の際に、保護者に説明							
和歌山県	美浜町	○							○											○							○	○		○									
和歌山県	日高町	○							○										○			○	○	○															
和歌山県	由良町	○							○											○		○	○								○	対象になると思われる方へ事前に案内書類を送付している。							
和歌山県	印南町	○							○											○		○			○			○											
和歌山県	みなべ町	○							○											○		○		○															
和歌山県	日高川町	○							○											○			○	○						○									
和歌山県	白浜町		○									○																											
和歌山県	上富田町	○							○									○				○			○														
和歌山県	すさみ町			○																													○		○				
和歌山県	那智勝浦町	○							○											○		○		○						○									
和歌山県	太地町	○							○												○			○	○	○													

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について								＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
31	31	29	1	1	0	0	0	0		29	0	0	1	0	0	0	0	0	2	7	20	0	1	0	1	0	0	0	
和歌山県	和歌山市	○								○											○								
和歌山県	海南市	○								○											○								
和歌山県	橋本市	○								○											○								
和歌山県	有田市	○								○										○									
和歌山県	御坊市	○								○											○								
和歌山県	田辺市	○								○										○									
和歌山県	新宮市	○								○											○								
和歌山県	紀の川市	○								○											○								
和歌山県	岩出市	○								○										○									
和歌山県	紀美野町	○								○											○								
和歌山県	かつらぎ町	○								○											○								
和歌山県	九度山町	○								○											○								
和歌山県	高野町		○										○																
和歌山県	湯浅町	○								○										○									
和歌山県	広川町	○								○											○								
和歌山県	有田川町	○								○										○									
和歌山県	美浜町	○								○											○								
和歌山県	日高町	○								○										○									
和歌山県	由良町	○								○											○								
和歌山県	印南町	○								○											○								
和歌山県	みなべ町	○								○											○								
和歌山県	日高川町	○								○											○								
和歌山県	白浜町	○								○									○										
和歌山県	上富田町	○								○									○										
和歌山県	すさみ町			○																			○		○				
和歌山県	那智勝浦町	○								○											○								
和歌山県	太地町	○								○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
31	31	29	1	1	0	0	0	0	29	0	0	1	0	0	0	0	0	2	7	20	0	1	0	1	0	0	0	
和歌山県	古座川町	○							○											○								
和歌山県	北山村	○							○											○								
和歌山県	串本町	○							○										○									
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○							○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所の登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていること	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容		
																							倍	倍			
31	31	20	18	15	16	16	24	7	3	11	13	10	9	9	5	4	2	7	0	1	15	13	0	15	1	31
和歌山県	和歌山市						○										○					1				20%未満
和歌山県	海南市		○	○	○	○	○			○					○						○			・家庭の経済的理由により学校納付金の納付状態が悪い場合又は学用品、通学用品等に不自由している等、家庭の生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、前年度(1月から7月に申請があった場合は前々年度とする。)における世帯全員の総所得金額の合計が、教育委員会が別に定める就学援助の適用基準未満であること。 ・失職等により家計が急変し、生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、当該年度における世帯全員の総所得金額の合計が適用基準未満であること。		15%未満
和歌山県	橋本市																	○				1				20%未満
和歌山県	有田市	○			○	○	○														○			地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づき市町村民税が非課税である者。ただし、児童扶養手当の支給が停止されている者は除く。		15%未満
和歌山県	御坊市	○	○				○																			25%未満
和歌山県	田辺市																○					1				20%未満
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○							○			教育長が特に必要と認める者		20%未満
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○			○	○										○			その他教育長が特に必要と認める者		15%未満
和歌山県	岩出市	○		○	○	○	○			○	○										○			市民税が非課税の方で、障害者、未成年、ひとり親、寡婦の方		15%未満
和歌山県	紀美野町	○					○							○				○				1.3				15%未満
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○		○		1.2			現在のところ「保護者」イコール「親権者」しかいませんが、就学援助に関しては各家庭の事情を勘案し認定していますので、今後も臨機応変に対応する予定です。	20%未満
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者		20%未満
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○				1				15%未満
和歌山県	湯浅町																	○				1．1				20%未満
和歌山県	広川町																	○				1.1				10%未満
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○												10%未満
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○										○			その他要保護者に準ずる程度に困窮し、教育委員会が特に援助を行うことが必要であると認める者		15%未満
和歌山県	日高町						○														○			ひとり親家庭医療費受給資格世帯		10%未満
和歌山県	由良町						○														○			ひとり親で市町村民税非課税		15%未満
和歌山県	印南町																				○			校長とアリングを行い、家庭状況を加味した上で教育委員会により判断する。		10%未満
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
和歌山県	日高川町	○	○				○														○			教育委員会が特に必要と認めた者		15%未満
和歌山県	白浜町															○						1				10%未満
和歌山県	上富田町													○							○			世帯構成員のうち、所得がある全員の合計所得額に各種手当金、養育費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議		10%未満
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○					○			○	○						1.2				15%未満
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○															20%未満
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○											10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認測定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容		
																							倍	倍			
31	31	20	18	15	16	16	24	7	3	11	13	10	9	9	5	4	2	7	0	1	15	13	0	15	1	31
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1.3				35%未満
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○										○			学校長、関係機関及び教育委員会の協議で特に認定が必要と認めた者		25%未満
和歌山県	串本町	○	○				○					○	○			○					○	1.3		自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの。		25%未満
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○				○														○			教育委員会が特に必要と認めた者		20%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度事業保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
31	31	30	0	0	0	0	0	30	30	1	1	30	0	0	0	0	0	30	30	0	0	5	3	3	1	1	1	0	0	2	3	29	16	16	10	10	10	2	2	2	1	5	0	0	5	5	5	0	0	0	0	5	1	1	1	1	1	3	3	1	2	8
和歌山県	和歌山市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	21610															○					○	1200			医療費実績なし
和歌山県	海南市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22690																								通学用品費は、一年生を除く。
和歌山県	橋本市	○						○	11630			○						○	54060			○	○		0							○	○	27952.8																													
和歌山県	有田市	○						○	11630			○						○	77060													○			○	22690	22690																										
和歌山県	御坊市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22621																										
和歌山県	田辺市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22568															○					○	14000		教育委員会からWi-Fiルーターを貸し出した世帯に限る	
和歌山県	新宮市	○						○	12610			○						○	57060													○	○	49627.7																											通学用品費は、学用品費とともに支給している。2～6年生の場合、併せて14,780円。国の要保護補助金の予算単価より高いが10年以上前から当該補助金を支給しており何を参考に設定したかは不明。
和歌山県	紀の川市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	20652																										
和歌山県	岩出市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	21791																										
和歌山県	紀美野町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	20234																						○	ﾙｰﾀｰ貸与	
和歌山県	かつらぎ町	○						○	11630			○						○	54060			○			○		40020	0			実績なし	○	○	29913							○			○	11000	7002					○	○	46200							オンライン学習通信費については、原則自宅にインターネット環境がない家庭を対象とし、モバイルルーターを教育委員会が一括購入の上無償貸与し当該モバイルルーターの通信費を携帯事業者に支払っています。他の就学援助費目と違い就学援助対象一家庭につき3,850円/月の通信費を教育委員会が負担しています。小学生と中学生できょうだいがいる場合は小学校費で支出します。
和歌山県	九度山町	○						○	11630			○						○	57060											○	別制度で支援									○	別制度で支援	○			○	11000	11000					○			○	14000	5500					
和歌山県	高野町	○						○	7500			○						○	15000													○			○	30000	0																									
和歌山県	湯浅町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19005					○			○	11000	0															
和歌山県	広川町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	25570								○	○	22721																													
和歌山県	有田川町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	27489																												医療費･･･実績なし（全児童が対象となる他制度で支給） 社会科副読本･･･小学校3年生対象
和歌山県	美浜町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	31876																													
和歌山県	日高町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	0																													
和歌山県	由良町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○	○	25411																													
和歌山県	印南町	○						○	15500	○	1学年は13,230円	○						○	57060													○						○	22690													○					○	14000			
和歌山県	みなべ町	○						○	11630			○						○	57060													○								○																					修学旅行費上限　1泊22690円 医療費　実績無し
和歌山県	日高川町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	25090																													
和歌山県	白浜町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	28067																											学校給食費　→　コロナ対策により9月から3月まで無償化
和歌山県	上富田町	○						○	1163			○						○	57060													○	○	26878																													
和歌山県	すさみ町	○						○	11630			○						○	57060													○						○	35000																							
和歌山県	那智勝浦町	○						○	11630			○						○	57060			○								○		○	○	62244																												通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学補助事業に該当する児童に対し定期券等の運賃相当額の3/4を支給。 令和5年度は医療費の支給実績なし。
和歌山県	太地町	○						○	12610			○						○	51370													○	○	59004																													

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
		5. 令和6年度事業保護就学援助額
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村 | (1)費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |